

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第5回）

日時：令和元年11月22日（金）午後3時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

— 会 議 次 第 —

- 1 環境影響評価調査計画書に係る項目選定及び項目別審議並びに総括審議
（仮称）今井土地区画整理事業
- 2 環境影響評価書案に係る質疑及び審議
 - (1) （仮称）新ごみ焼却施設整備事業【2回目】
 - (2) 東金町一丁目西地区市街地再開発事業【1回目】
- 3 その他

【審議資料】

資料1 「（仮称）今井土地区画整理事業」

資料1-1 環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の項目選定及び項目別審議について

資料1-2 「（仮称）今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

資料2 「（仮称）新ごみ焼却施設整備事業」 第1回 部会審議質疑応答

資料3 「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書及び事業段階関係区長の意見

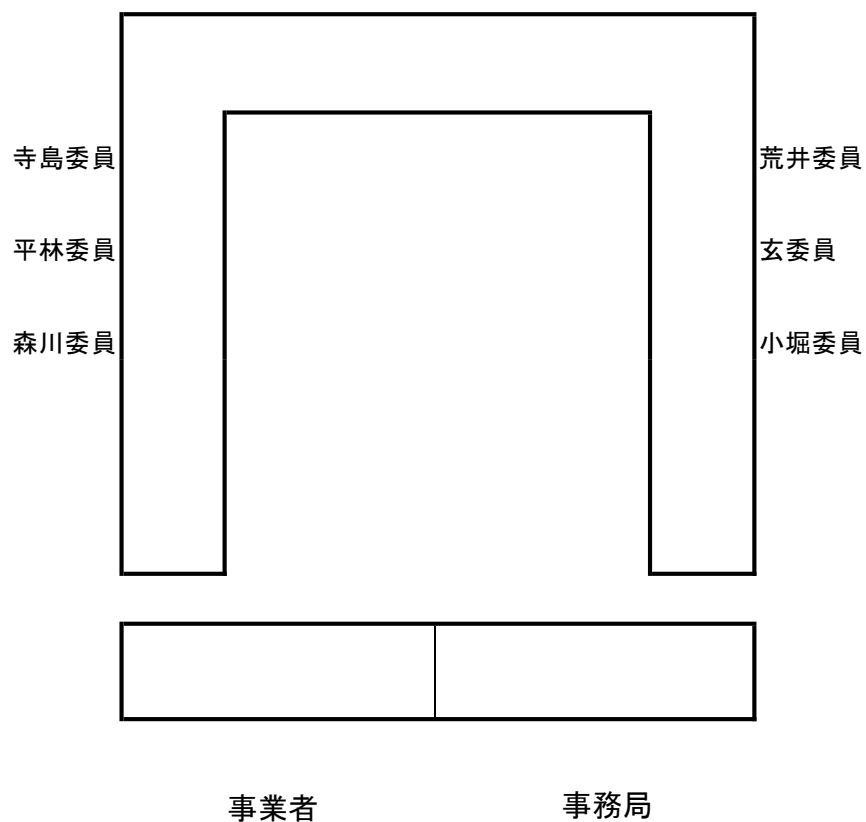
令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会 座席配置

日時：令和元年11月22日（金） 午後3時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

審
議
会
委
員
長

第
一
部
会
委
員
長



第一部会 審議資料

環境影響評価調査計画書に係る環境影響評価の
項目選定及び項目別審議について

(年月日) 令和元年11月22日

(事業名称) (仮称) 今井土地区画整理事業

- 1 選定した環境影響評価の項目 8項目 (選定した理由 P92~93)
大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、
廃棄物

【大気汚染、騒音・振動 共通意見】

計画地周辺の交通量は、物流施設からの発生集中交通量の影響を受けるとしていることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

- 2 選定しなかった環境影響評価の項目 9項目 (選定しなかった理由 P94~95)
悪臭、水質汚濁、土壌汚染、地盤、日影、電波障害、風環境、自然との触れ合い活動、温室効果ガス

【地盤】

本事業では、地下水の揚水は行わず、切土削深度もG.L.-10m以浅のため地下水脈の切断は生じないとしているが、矢端川が近接する計画地北側は高低差があることから、施工方法の詳細や計画地の地下水位を示した上で、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。

- 3 都民の意見及び周知地域市長及び近隣県市長 (以下、周知地域市長等とする) の意見
別紙のとおり

「（仮称）今井土地区画整理事業」環境影響評価調査計画書に対する
都民の意見書及び周知地域市長等の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	0 件
周知地域市長等からの意見	2 件
合 計	2 件

2 周知地域市長等からの意見

【青梅市長】

環境影響評価調査計画書において選定した各調査項目について、関係法令の規定を順守し、確実かつ適切に対応すること。

【入間市長】

「（仮称）今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書に対する市長意見は、ありません。

「（仮称）今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書について（案）

第1 審議経過

本審議会では、令和元年9月13日に「（仮称）今井土地区画整理事業」に係る環境影響評価調査計画書（以下「調査計画書」という。）について諮問されて以降、部会における審議を行い、周知地域市長等の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

【大気汚染、騒音・振動 共通意見】

計画地周辺の交通量は、物流施設からの発生集中交通量の影響を受けるとしているが、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【地盤】

本事業では、地下水の揚水は行わず、切土削深度もG. L. -10m以浅のため地下水脈の切断は生じないとしているが、矢端川が近接する計画地北側は高低差があることから、施工方法の詳細や計画地の地下水位を示した上で、環境影響評価項目として選定しない理由を明らかにすること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る周知地域市長等の意見及び今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

【審議経過】

区 分	年 月 日	審 議 事 項
審議会	令和元年9月13日	・調査計画書について諮問
部 会	令和元年11月22日	・環境影響評価の項目選定及び項目別審議 (大気汚染、騒音・振動、地形・地質、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財、廃棄物) ・総括審議
審議会	令和元年11月29日	・答申(予定)

「(仮称) 新ごみ焼却施設整備事業」環境影響評価書案
第 1 回 部会審議質疑応答

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
1	大気汚染	見解書の p. 35 に予測の高さによる予測濃度の数字が参考として表に上げられているが、これは 59.5m の煙突高を前提とした予測地点の高さの違いによる予測濃度だという理解でよいか。	その通りである。	10/18 部会にて回答 済み
		100m と 59.5m、その違いがどの程度のものなのか。ここが恐らく都民の方は一番関心があるところだと考える。その数字はあるか。	基本計画策定時に、試算をしていたが、試算条件が、気象条件が現地の気象条件ではなく、府中の気象観測所のデータを使っていたので、今回改めて今回行った気象データをもとに算出したものを参考に行った。寄与濃度、地上の到達濃度では、浮遊粒子状物質では 59.5m の場合は、 $0.00006\text{mg}/\text{m}^3$ 、100m の場合は $0.00003\text{mg}/\text{m}^3$ であり、ほかも同じような数字で、寄与濃度は倍の差が出ている。高さ方向も、今回予測したものと同様な比率で変化と考えている。その値は非常に小さな値であり、実際に測定すれば、検出下限以下となる。	
		いずれにしても、小さな値であり、その影響はないと考えてよいと思うが、正面から数字を示して答えていないところに、姿勢の誠実さに少し問題があると思いで申し上げた。見解書では 59.5m について数字を出しているのであれば、100m と 59.5m との違いも示すことが誠実な対応であると思いで申し上げた。		

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
2	大気汚染	計測を行う際に、計測を行ったときの卓越風向と、濃度を計測場所の位置を教えてください。	現地の大気質の測定時の風向・風速は測っていない。 評価書案 88 ページに示す、府中の気象観測所と一般環境大気測定局で測定しているデータから得られた卓越風向、風速等を用い、事前拡散検討を行ったところ、計画地から約 650m 地点で最大着地濃度となった。 その範囲と卓越風向がおおむね北と南であるため東西南北で調査している。調査地点は評価書案 109 ページに示している。	10/18 部会にて回答済み
		評価書案 p. 109 の図 8.1-2(1)の点線の範囲の中の建物高さはどの程度か教えてください。	評価書案 410 ページに、計画地周辺の中高層の建物状況を示している。5 階以上の建物が集中しているところもあるが、ほとんどが低層住宅となっている。	
		拡散のシミュレーションには、考慮するだけの高さはないため地表面の凹凸に関しては考慮していないという理解でよいか。	その通りである。周辺に中高層の建物が余りないため、計測高さは 1.5m という形で選定している。	
		見解書 p. 35 の表に関しても同様であるとの理解でよいか。	その通りである。	
3	騒音・振動	<p>工事用車両の走行に伴う騒音の予測における走行台数 (p. 264 の表 8.3-31)、同振動の予測における走行台数 (p. 268 の表 8.3-32) をアクセスの各路線に配分せず、主要路線である③、④、⑤の3地点とも、全大型車両 (390 台) が走行するという条件で予測されている。最大値を見積もるという点では良いと思うが、一方では現実的ではない予測だと考える。現時点で各路線の走行車両数の予測が難しければ、例えば、各路線を $1/3+\alpha$ 程度ずつが走行すると仮定した場合の予測を参考値として併記してはどうか。</p> <p>また、②を走行する大型車両がゼロという予測条件は、妥当なのか。②もアクセス路線として設定している以上、いくらかの大型車両は走行すると考えるべきではないか。</p>	<p>現時点では、台数の予測ができないということで全台数走行するとした。$1/3+\alpha$ とすると、その路線帯に住む住居の皆様には誤解を招くのではないかと考え、リスクを最大見積もった形で予測した。</p> <p>②の路線は、西武線の高架橋と交差しており、高さ制限 3m であるため、大型車は通行しない計画としている。</p>	10/18 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
4	騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音の評価結果 (p. 302 の表 8. 3-48) で、①の松の木通りでの予測値が環境基準を超過している。日常的に環境基準を超過してしまっている区間だが、さらに 2.1 dB の超過は小さくないと考える。周辺の状況も勘案した上で「騒音の影響は小さいと考える」という評価になっているのだと考えるが、工事中は周辺への十分な配慮をお願いしたい。	工事用車両も廃棄物等運搬車両、③もそうですが、環境基準を超えているが、現地の調査結果では、廃棄物運搬車両、工事用車両が走行する昼間の時間帯の一般車両の割合は、大体 65%を占めていることから、環境基準を超えているのは一般車両の走行による影響も大きいと考えている。なおかつ、要請限度までは至っていないが、影響を極力低減する環境保全の措置を徹底していきたいと考えている。	10/18 部会にて回答済み
5	騒音・振動	廃棄物等運搬車両の走行に伴う騒音の予測結果 (p. 305 の表 8. 3-52) で、①の松の木通りでの予測値が環境基準を超過している。日常的に環境基準を超過してしまっている区間で、0.3 dB の超過は確かに大きいとは言えないが、工事完了後も周辺への十二分の配慮をお願いしたい。	2 の回答と同様。	10/18 部会にて回答済み
6	騒音・振動	建設機械の稼働に伴う振動の予測結果 (p. 284～286 の図 8. 3-17 (1)～(3)) が、きれいな同心円状のコンターになっている。一般的には、地盤の特性の不均一さ等のために、このようなきれいな結果にはならないと思われるが、この予測は妥当なのか。	本編の 259 ページに、今回予測した予測式を載せている。今回、地盤の状況については、計画地周辺は関東ローム層が確認されており、その内部層として、下の(b)予測式の距離減衰という式の α に、関東ローム層が確認されていることから、 α を 0.01 として統一しているため、均等的なコンター図となっている。	10/18 部会にて回答済み
		関東ローム層であるため、 $\alpha = 0.01$ に統一したということか。	振動の予測式は、道路環境影響評価の技術手法を用いた。その中で、この内部摩擦係数については各地層によって値が決められているため、今回の地盤の特性に合わせて設定した。	
		一般に地層が均一であれば、その振動の伝播としては同心円になるはずであるということだと理解してよいか。	そのとおりである。	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
7	騒音・振動	施設の稼働に伴う振動の予測結果（評価書案 p. 293～294 の図 8. 3-19 (1) ～ (2) ）についても、4 の質問と同様。	4 の回答と同様。	10/18 部会にて回答済み
8	騒音・振動	<p>施設の稼働に伴う低周波音の予測手法（評価書案 p. 274）について、「既存施設の稼働時における現地調査結果を類似事例として参照」とされているが、既存施設がストーカ式であるのに対して計画施設はストーカ式または流動床式なので、既存施設での現地調査結果が必ずしも類似事例とはならないことが懸念される。ストーカ式での調査結果が流動床式にも適用できる根拠があれば、それを明記しておくべきではないか。</p> <p>また、各メーカーへのヒアリングによって各機器から発生する低周波音の基礎データ（評価書案 p. 272 の表 8. 3-33 と同様のもの）を得ることができれば、騒音と同様の予測が可能ではないかと思われるが、それは難しいのか。</p> <p>さらに、流動床式その他施設での現地調査を行えば、流動床式の場合の直接的な基礎データを入手できるのではないかと考えるが、それは検討したのか。</p>	<p>ストーカ式と流動床式の関係だが、低周波音の発生する要因としては送風機や破碎機等があれば低周波は出ると考えられる。清掃工場の場合は、かなり大きな送風機があり、それがメインだと考えている。その送風機は排ガスの吸引や焼却のために空気を送る場所に大きなものを使っている。その点ではストーカ式も流動床式も変わらないと考えている。ただ、流動床の場合は、コンベアなど若干使っている機器が違うが、低周波の原因となるようなものについてはさほど差はないと考えている。</p> <p>データの件は、メーカーヒアリング等でも出ないことはないと思うが、低周波ではこういったデータを手に入れた記憶はない。難しいのかとは考えている。他施設の場合は参考にできるかと考えるが、新たな調査が必要になる。</p>	10/18 部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
9	騒音・振動	<p>低周波音の評価指標として、「低周波音及び可聴音の不快さを感じる感覚(中村らの実験結果)」(評価書案 p. 300 の表 8.3-45 の「心理的影響」)を引用しているが、ここで引用されているのは、振動感・圧迫感が主感覚となる音圧レベルの下限値である。振動感・圧迫感は不快感の要素にはなるが、必ずしも不快感と一致する訳ではない。不快感に関する評価指標として実験データを引用するのであれば、「低周波音防止対策事例集」の図-d.2.2(中村らの実験結果)から不快感に相当するデータを引用し直すか、あるいは同引用元の図-d.6(Inukai らの実験結果)から適切なデータを引用するのが良いと考える。</p> <p>また、評価指標の引用が適切に修正されたとした上で、評価方法にも注意が必要である。中村らの実験結果、Inukai らの実験結果は、どちらも実験室内での音圧レベル(被験者が実際に感じる場所での音圧レベル)として得られたものである。それと比較するのは住居屋内での音圧レベルでなければならない。敷地境界あるいはその近傍の音圧レベルではなく、それに基づいて住居屋内での音圧レベルを推定(距離減衰、家屋の遮音性能等を考慮)して比較する必要がある。この点も、修正が必要である。</p>	<p>出典などを確認して、次回回答する。</p> <p>【回答】 低周波音の評価指標としては、低周波音に係る閾値、心理的影響及び物理的影響の既存知見による参考値としている。 「低周波音防止対策事例集」では、心理的影響として、評価書案 236 ページの図 8.3-3 の左図で示している”中村らの実験結果の圧迫感・振動感を感じる領域の下限が評価の参考となる”としていることや、低周波音を感じる感覚は人により異なること等から、不快感も含めた心理的影響として、より厳しい指標として、振動感・圧迫感の下限値を設定した。 また、低周波音は家屋による遮音・減衰効果は少ないことや複数の家屋の構造等が特定できないことから、安全側を考慮して、敷地境界及び計画地周辺の住居近傍の屋外における音圧レベルをもって評価を行っている。</p>	次回部会にて回答予定。
10	騒音・振動	<p>低周波音の評価において、「低周波音により建具ががたつきはじめる値」(評価書案 p. 300 の表 8.3-45 の「物理的影響」と敷地境界あるいはその近傍での測定値を比較していますが、「建具ががたつきはじめる値」は、その建具の近傍での音圧レベルとして得られた実験結果なので、住居の外壁付近の測定値と比較する必要がある。したがって、敷地境界あるいはその近傍での測定値から、住居の外壁付近での音圧レベルを推定(距離減衰等を考慮)して比較する必要がある。</p>	<p>低周波音ががたつき始める音というのは、敷地境界あるいはその近傍での測定値として比較しているが、今回の調査結果では、計画地の敷地境界と近傍住居付近の調査結果を用いており、それによって評価しているため、住居の外壁付近での調査結果として比較している。</p>	10/18部会にて回答済み

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
11	騒音・振動	低周波音の評価指標の引用元(評価書案 p. 300 の表 8.3-45 の注 2) である「低周波音防止対策事例集」の発行年は、昭和 59 年ではなく、平成 14 年発行、平成 29 年一部改訂である。	この引用については訂正がある場合は評価書時点で修正する。	10/18 部会にて回答済み
12	騒音・振動	評価書案 p. 272 の表 8.3-33 の音源条件の表では、ストーカ式と流動床式が併記されているが、数値を見ると、これらには処理方式の違いはないということで、数値が同じなのだろうと理解した。 廃棄物の項目の中で p. 508 の表 8.12-19 では工事の完了後の施設から出てくる廃棄物の予測で、ストーカ式は主灰と飛灰が、流動床式は飛灰が出るとしている。方式の違いはここにあると考える。 評価書案 p. 272 の表 8.3-33 の音源条件の表では、18 番に確かに焼却主灰振動ふるいで、ストーカ式 85 dB、流動床式 85 dB とあるが、流動床式は主灰が出てこないにもかかわらず、音源として焼却主灰のふるいを設けている理由は何か。	評価書案の 30 ページにフロー図の模式図を示している。この中で、右下の水色の囲い部分で上段にストーカ式、下段に流動床式を示している。流動床式の場合は、炉下に出てくる不燃物の中には、鉄くずなども出てくるため、そこを分別するためにふるい装置をつけるため、装置としては存在する。 29 ページにフローを示している。左側の黒塗りの、「焼却炉」の枠の右側に向かう二点鎖線の矢印に、主灰、流動床式の場合は不燃物ということを示している。これ以降の装置は、同じものになる。	10/18 部会にて回答済み
		考え方としては、送風機などが数値としては高いので、それ以下のものは埋もれてしまうというか、評価としては音の大きいものを最大値と見て、それを評価するという事か。	そのように考えている。	
		ストーカ式と流動床式から出てくる灰のトン数は違うため、それによって機器の大きさや特性なども違ってくるのではないか。それが積み重なった場合、大きな差になってくるかどうか、その辺はどう考えているのか。	焼却主灰振動ふるいでは、ストーカ式の場合は主灰がふるいに出てくるが、流動床式の場合は、瀬戸物やガラスなどの不燃物が出てくる。それらが全てふるいに来るとすると、振動ふるいにかかる量は流動床のほうが多くなるかと思われるが、量が多くなったことによる振動や騒音の増大は無いと考える。予測条件とした値は、機器そのものの最大性能として計測した値であるため、おそらくその値以下となるため変わらないと考える。	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
13	土壌汚染	p. 316 の表 8.4-6 の No. 1 で、基準値より低い、ダイオキシン類が地下水で検出されているということは留意しておく必要があると考える。土壌には含有量はほとんどないような状況の中で、地下水で検出された原因が何か思い当たるところがあるか。	No. 1 は、先ほど説明した通り水勾配は評価書案に示してあるものと逆方向で、西から東のほうであるが、既存施設の影響がもしあるのだとすれば、No. 1、2 ではなくてNo.3 のほうに出るのではと考える。そこはよくわからない。	10/18 部会にて回答済み
		撤去工事の際に、ダイオキシン類を含めた地下水の調査をやる予定はあるか。	ダイオキシン汚染のおそれのある施設の解体等があるため、大気中のダイオキシン土壌は確認する計画だが、水質までは今のところは考えていない。	
		評価書案 p. 324 に「既存施設を解体する前には施設の清掃を十分行うことにより」とあるが措置の結果、どのようなものが出てきて、どのように処分しようとしているのかを確認したい。	稼働中に残った大きな灰の塊や汚泥は事前に除去するが、それでもまだ付着しているものがある。それは本事業の中の解体の中で出てくる。除染に使用した水は、汚水として産廃として搬出して処理する。処分は、マニフェストにのっとして行う。	
14	地盤、水循環	当該地は近くに玉川上水や野火止用水などが流れている地表面および地下の水循環に留意すべき地域である。また掘削予定のごみピットが地下水位より下まで達すること、関東ローム層や粘土・シルトなどの土層に工事がかかることから、矢板等の対策を十分検討いただいているが、水循環および地盤の状況を継続的にモニタリングする方が良いと思われる。観測井の設置を予定していると記載があるが、どの場所にいくつの観測井を設けてモニタリングするかについて教えて欲しい。	評価書案の 327 ページの図 8.5-1 「地層構成状況調査地点図」の、水循環等の影響を見る水位測定は、No. 1、No.2-2、No.3、の3カ所の観測井で、工事中及び工事完了後の約1年間かけて行っていく。	10/18 部会にて回答済み
		この位置で地下水の水質の調査も行っている。地下水の流動の方向などを考えたときに、1、2-2、3の位置はどのような位置なのかということを御説明いただきたい。	敷地の東西南北の4カ所がよく行われている方法であるが、計画地は、東西に細長い敷地であるため、敷地の形状から、水位や地層を代表できるであろうNo.1 とNo.2-1、2-2 とNo.3、とし地層の調査をした。	
		全ての地下水の流動方向はわかっているのかどうか確認したい。	333 ページに地下水位の流動状況の図を示している。しかし、これは実はGL表示で記載しており、T.P.表示であると、地下水の流れは逆となる。これは評価書のほうで訂正する。	

番号	項目	指摘、質問事項等	事業者の説明等	取扱い
15	その他	評価書案 p. 26 の立面図で、建屋の高さが 22m 以下となっているが、処理方式の違いによってこの高さが変わるということはないということでしょうか。	事業計画は既存の建物以下にするとしている。事前にメーカーヒアリング等を行っており、計画図にあるような中に収まると考えている。	10/18 部会にて回答済み
		方式の違いにより、深さ方向が変わることはないということでしょうか。	その通りである。	
16	その他	都民からの主な意見の中の最初の意見で、焼却施設と不燃粗大ごみ施設と中間処理施設と、3つあって、全体としての複合影響をちゃんと示してという意見が出ているが、見解書を見ると、それぞれ大丈夫だというような見解になっている。そうであれば、それを評価書のほうに追記したほうが、都民の御心配も解決すると思う。	資源物中間処理施設は少し離れたところにあり、本事業よりも前に、生活環境影響調査を廃棄物処理法により行っている。現状でも環境対策及び環境測定を行っている。同じ敷地の中に不燃ごみ処理施設があり、これも廃棄物処法にのっとった生活環境影響調査をやっているが、本事業を行っているときに同じ敷地の中で不燃ごみ処理施設は稼働しているため、その影響を複合的に見るため、本評価書案の中でも含めて行っている。資源物中間処理施設は今のところは評価書の中に入れることは考えていない。	10/18 部会にて回答済み
		なるべく都民の方の御心配事項を減らしていくのが、地域住民の方とのコミュニケーションにもつながると考えるので、できる範囲で御検討いただければと思います。よろしくをお願いします。	—	

「東金町一丁目西地区市街地再開発事業」環境影響評価書案に対する都民の意見書
及び事業段階関係区長の意見

1 意見書等の件数

都民からの意見書	5 件
関係区長からの意見	1 件
合 計	6 件

2 都民からの主な意見

(1) 大気汚染及び騒音・振動

- ・この計画では商業施設への車両出入口を計画地西側に設けていますが、この出入口の道路はマンションの駐車場に面しており、現在行き止まり状態で常に5、6台の車が駐車しています。この道路を拡張せずに商業施設の車両が出入りすると渋滞が発生し、大気汚染、騒音が心配です。道路拡幅をお願いします。

- ・将来の商業施設車両出入口の道路は現状4メートル幅だが、渋滞が発生するのではないかな。そのことにともない排気ガスによる大気汚染への影響があるのではないかな。

- ・この再開発事業の中でアベニューの東側に商業施設が設けられる予定であり、その商業施設に出入りする車（駐車場 400 台）の出入口は、アベニューの東側の道路で、アベニューの駐車場出入口のすぐ北側になる。ご存知の様にこの道路は行き止まり状態で現在アベニューに荷物を運んでくる車などが常時数台、駐車している状態である。この様な中で、この狭い道路を拡幅もせずに商業施設への車の出入口に使えば、渋滞が発生し、大気汚染、騒音が心配されるほか、マンション駐車場を利用する車の通行にも支障が出てくる恐れがある。

- ・工事期間中3mの仮囲いの設置で粉塵の飛散防止となっていますが、既存構造物も3mより高く、それのみで飛散防止は不完全である。粉塵、大気汚染は当院に通院中の妊婦、および同伴の子供に呼吸器系の疾患、喘息の増加など多大な悪影響を及ぼすと考える。病院、有床診療の周囲50m以内は環境に配慮する東京都の条例もあり、長期間の工事期間、工事後の状況も心配である。

- ・商業施設の屋上の自動車教習所とガーデン、アベニュー住居棟の距離が非常に近くなることから風向きによっては、騒音、塵埃、排気ガス等が心配されるのでもしその恐れがあれば何らかの対応をお願いしたい。

(2) 騒音・振動

- ・予想される騒音が71dB、振動が66dBでかなり高い数値です。さらに工事期間が2021年から2028年までと長く、毎日の作業時間も午前7時から午後7時までと長時間です。周辺住民はととてもこのレベルの騒音に耐えることはできません。

・工事中の騒音予測結果は 71dB となり勧告基準以下なのでよいとなっていますが、1 期から 3 期工事の 8 年間もそのような騒音の中で居住生活する事となった場合、精神的また身体的人体への悪い影響は計り知れず、精神疾患または耳鳴り、難聴、めまいなど耳鼻科疾患を発病する可能性も予想され、基本的生活の人権を侵される。また、入院中の妊婦様や新生児への身体的精神的影響も予想され、産後うつ病など現在問題視されている症例の増加が予想される。また、工事期間の環境の変化により出産する患者様の人数の減少など医療法人の経営への悪影響も予想され、その損失への補償はどのように受けられるのか、疑問である。都民の健康と安全を確保する環境に関する条例では（別表第 13 日常生活等に適用する規制基準（第 136 条関係）となっており）病院診療所の周りでは 55dB より低いことは必要となっている。8 年間も工事を行うのであれば、55dB 以下にしてもらわなければ以前より居住している区民の身体的・精神的健康は侵される。葛飾区も施行者となっているこの開発で区民の環境、健康が侵されることがあってはならない。

・説明会で「騒音が基準を超えているところがある」との説明に対し「それで良いのか」との質問があった。「維持されるのが望ましい」となっているので問題無いとこたえた。それで良いのか。

(3) 土壌汚染

・過去にこの土地には、変電所、鉄道線路、写真館があり、そこでは有害物質を取り扱っていました。工事によりそれらの物質が周囲に拡散し、住民の健康を害する可能性が高いと考えます。

(4) 地盤及び水循環

・計画地のうちイトーヨーカ堂敷地の理科大通りに面した部分の地盤調査が行われていません。ここは計画地北側の居住地域（東金町 1 丁目 12, 13, 14, 15, 20）に隣接しており、工事中または工事終了後に、周辺の住宅の地盤沈下、不同沈下などが起きる可能性が大です。

・この地域は、全体として地盤が弱く、工事による地盤沈下など影響が出るのではないかと。工事開始前に広範囲に現況調査をする必要があると思うがどうか。

・計画地はもともと池と池が埋め立てられた土地です。地下約 25 メートル掘る予定ですが、水が溢れ出す可能性が高く、周辺の住宅に危害を及ぼす可能性が大です。過去に計画地周辺の土地で地下を掘削した折、大量の地下水により地盤が傾いたことがありました。

(5) 日影

・冬至日に我が家を含め計画地北側（東金町 1 丁目 12, 13, 14, 15, 20）は 5 時間以上日陰になります。この地域は商業地域に属してはいますが、住居として 50 年以上住んでいる住人がほとんどです。健康上問題です。長年住んでる区民を犠牲にする計画です。

・日影の影響は日中 4～5 時間、日陰になるとの事です。東京都の条例規定に満足しているとの事です。通常地域では 150m ものマンションの建築は許可されるものではなく、駅前の既存住民の住宅への日影の悪影響が多で許容できる範囲を超えている。150m もの高層建築マンションは当地域では既にマンションの需要は充足しており、必要以上の建設である。70m 程度に低くする。そして高層マンションの位置を西側に移動する。など当院に日影で影響の少ない変更など考慮なく、反対です。入院患者様妊婦さんの病室が日中暗くなるのは、病院の経営上不利益となる。東京都の環境基準、厚生省の病室の基準では日中の日照をとることを挙げており、既存の病床の環境への配慮が必須である。

- ・工事終了後、日影の影響が7時間にも及ぶ保育所があり施設の性格上問題があるのではないか。
- ・ガーデンの東側に高層マンションが建設されるが、条例の範囲での設計となっていると思うが、冬至の際の日影図等も気になる。

(6) 電波障害

- ・遮蔽障害が起きることが確定しています。
- ・電波障害も明らかに発生するため、現在の地上、BS、CS 放送の受信が障害される。ケーブルテレビを利用する場合、毎月多額の費用が必要であり、また受信画像が現在より落ちるため、被害が甚大である。ケーブルテレビの受信料は誰が払うのか。永遠にされるのか。保証がどの程度誰がとるのか。
- ・ガーデンの東側に高層マンションが建設されるが、条例の範囲での設計となっていると思うが、(地デジになっていますが) 電波障害についても気になる。

(7) 風環境

- ・理科大通りにおいて中高層市街地相当のビル風が起きることが予測されています。我々の住む居住地域(東金町1丁目12,13,14,15,20)でも相当風が強くなることが予想されますが、その対策がなされていません。
- ・ガーデンの東側に高層マンションが建設されるが、条例の範囲での設計となっていると思うが、風害等も気になる。(すでにシュミレーションされているか)

(8) 廃棄物

- ・ヨーカドーの解体をする際、アスベストの有無・レベル・処理はどうなっているのか?

(9) その他

(道路拡幅)

- ・イベント開催日、日常での通勤、商業者の出入り時間等で現計画の車両のアクセスルートは交通渋滞を起こす心配がある。その解消策として

①主要幹線道路1号は大学前広場から駅前広場まで拡幅して欲しい。そうすれば駅から東急の東側、UR金町前団地前と通り抜けられる。

②主要幹線道路1号と区画道路1号の交差点(にぎわいの結節点前)は区画道路1号側も商業施設車両出入口位まで16mの拡幅をお願いしたい。大学広場側からの右折車、商業施設車両出入口からの右折車を出来るだけスムーズに通行させるため。

(JR金町駅西口開設)

- ・再開発するのであれば線路側にも歩道を設置して欲しい。住友不動産開発エリアもこれから更に610戸増える計画となっており、当該開発エリアを従来通り大きく迂回しないと駅に到達出来ないため。JR西口改札を設置して貰ってもよい。町全体の価値が上がる

・今回の西地区市街地の再開発に際し、タワーマンション及び商業施設の建設によりJR金町駅を利用する人が増加すると思う。現時点でも通勤・通学ラッシュ時は改札が混雑しているので、魅力ある街作りのため、公共駐輪場の整備を予定している辺りにJR改札口の検討をお願いしたい。

- ・「表 6.1.3-3 計画地周辺の駅における乗車人員の推移」(調査計画書(P.28)参照)においてJR常磐線金町駅について表記されているが、すでに一日の乗降客数が10万人を超えたもとの

駅及びホーム等の安全、周辺道路の安全も考慮すべきである。

(車両出入口等)

・商業施設への出入り口はアベニューの東側の道路からではなく商業施設北側の道路に敷設することを要望する。更に可能であれば、現在のヨーカ堂の駐車場入口の辺りに設けてほしい。この要望を基本とし、どうしてもアベニュー東側の道路に出入り口を敷設する必要があるのであれば、次の通り要望する。

①ガーデン前からアベニュー前の道路に入ってすぐの位置に出入り口を敷設して欲しい。(アベニュー東側道路をあまり走行せず、すぐに商業施設に入れる位置)

②上記の場合、混雑時、近隣の道路が渋滞しないよう、施設内に十分な車両の待ちスペースを確保して欲しい。

③アベニュー住民車両の出入り、アベニュー搬入搬出車両(引越し業者、宅配業者等)の一時駐車等の現状を鑑みて、道路の拡幅等の対策をお願いしたい。

・工事区画周辺の道路は、近隣小中学校の通学路でもあるため、工事中並びに竣工後の十分な交通安全対策をお願いしたい。

・工事区画内にはコイン駐車場、区営の駐輪場が存在するが、それらの代替物は存在するのか? 違法駐車、違法駐輪が発生しないように対策をお願いしたい。

(交通整理)

・アベニュー駐車場からの自動車出入りと施設駐車場からの自動車出入りで混雑と混乱が考えられる。きちんと交通整理が出来るようお願いしたい。

・複合施設が出来る事により、複合施設の前の道路とみらい公園前の道路が慢性的な渋滞になる事が予想される。ガーデンの駐車場出入口できちんと自動車が出入りできるよう整理をお願いしたい。

(安全対策)

・ガーデン中庭から道路に出る場所とアベニュー出入り口付近に施設の駐車場口が出来ると聞いている。安全対策をどのように考えているのか。

・工事中は、アベニュー側の区道から工事車両が出入りしない様にして欲しい。騒音、振動、粉塵対策も徹底も要望する。住民車両と錯綜するため。

・これだけ大きな工事となると大型重機も多数(工事車両のダンプも相当数)入ると思うが、狭い道幅の中、車両動線も気になる。

・工事中の歩行者の通路の変更等あるか(封鎖される歩道はあるか)

・住宅施設に住まわれる子供さんがどこの小中学校に通われるか知らないが、通学路についても開発の中で整備も含めご配慮願いたい。

(信号機設置)

・交通量が増える為ガーデンの前の横断歩道に信号を付けて欲しい。今でもヨーカ堂側からくるスピードを上げた車に慌てて横断歩道を渡る人を多く見かける。

・自治町会連絡会にて弊自治会会長がガーデンとアベニューの間の歩道に、信号をつけてもらえないかと発言した所、区側からその予定は無いとの返事であった。この事からもわかるように、既存の住民に対して、思いやりが無いように感じる。当事者には詳細な計画の発表と、それに対

する改善計画を早急に示してもらいたい。

3 関係区長からの意見

【葛飾区長】

(1) 全般事項

①環境影響評価の手続きや事業実施にあたっては、地域住民の意見を十分に尊重するとともに区及び関係機関と十分協議し、環境保全対策に万全を期されたい。

②事業期間が長期にわたるため、環境に及ぼす影響（工事施行中、工事完了後）や周辺住民の生活への影響も配慮し、適宜、住民、区及び関係機関に十分に説明する等、理解と協力が得られるよう努められたい。特に、地域住民からは騒音、振動、地盤、日影、風環境について影響を懸念する意見が多いことに留意されたい。

③近隣には大規模住宅や大学等があり、計画地付近を通行する方も非常に多いため、安全に十分配慮した対応をされたい。特に、車両出入口や走行経路及び安全対策並びに工事完了後の関連車両の走行経路、安全対策及び渋滞防止策等の詳細については、交通管理者及び道路管理者等の関係機関との協議を引き続き十分に実施されたい。

(2) 大気汚染

①工事の施行中における工事用車両の走行に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響の評価については、環境基準内ではあるが、周辺住民の理解と協力を得られるよう、一層の低減に努められたい。

②工事の完了後における計画地近隣を走行する車両の増加に伴い発生する排出ガスによる大気質への影響の評価については、環境基準内ではあるが、工事の完了後、実際に走行する車両の数の推移にも留意されたい。

(3) 騒音・振動

①本事業区域内の既存建築物の解体については、「葛飾区建築物の解体工事等に係る計画の事前周知に関する要綱」に基づき、所管課と十分協議されたい。

②建設作業に伴う騒音・振動レベルは評価の指標を満足するものの、これらの数値が高く、計画地に近接して戸建て住宅や保育園等があることから、低騒音・低振動型の建設機械を選択し、「環境保全のための措置」に記載されたい。

③今後工事車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルについて、予測では区道葛 782 号線で環境基準を超える結果が出ていることから、工事車両の走行経路の分散など環境保全のための措置を徹底し、騒音の一層の低減に努められたい。事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、再度、予測事項について検討し、必要に応じ、環境保全のための措置を講じられたい。

④関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベルについて、予測では区道葛 782 号線や区道葛新 267 号線で環境基準を超える結果が出ていることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の一層の低減に努められたい。

(4) 水循環

・1.0ha 以上の新規開発を行う場合は、東京都の基準に則り、東京都と協議されたい。

(5) 風環境

・風洞実験の予測結果では、防風植栽により風環境が改善されるとしているが、計画建物の周辺には駅利用者や大学生等多くの方が利用する歩道等があることを踏まえ、より一層の防風対策を実施されたい。また、事後調査において、防風対策の効果を確認し、必要に応じて適切な対策を講じられたい。

(6) 景観

・「代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度」のうち、近景域では、金町・新宿地域の新たなシンボルとして周辺の既存建築物及び周辺計画建築物とともに、新たな都市的街並みが形成されると予測・評価しているが、長大なファサードを分節化するなど、周辺への圧迫感の軽減方策について検討し、環境保全のための措置を記載されたい。

(7) 温室効果ガス

・スマート都市実現に向け、技術革新を踏まえた再生可能エネルギーや水素エネルギーの利活用による面的エネルギーの最適化、環境性能の高い住宅の供給、ICTを活用した機器による業務の効率化やサービスの提供、さらには、二酸化炭素の吸収にも寄与する計画地内の緑化の積極的な推進など、あらゆる手法を用いて温室効果ガス排出量の低減に努められたい。